

日南町告示第35号

令和3年第6回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年8月20日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和3年8月25日

招 集 場 所 日南町役場庁舎 議場

付 議 事 件

1. 工事請負契約の締結について（日南町庁舎空調設備改修工事）
2. 日南町個人情報保護条例等の一部改正について

○開会日に応招した議員

大 西 保君	岩 崎 昭 男君
櫃 田 洋 一君	久 代 安 敏君
近 藤 仁 志君	荒 木 博君
古 都 勝 人君	岡 本 健 三君
坪 倉 勝 幸君	山 本 芳 昭君

○応招しなかった議員

な し

令和3年 第6回(臨時)日南町議会会議録(第1日)

令和3年8月25日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和3年8月25日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第62号 工事請負契約の締結について(日南町庁舎空調設備改修工事)
日程第4 議案第63号 日南町個人情報保護条例等の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第62号 工事請負契約の締結について(日南町庁舎空調設備改修工事)
日程第4 議案第63号 日南町個人情報保護条例等の一部改正について
-

出席議員(10名)

1番	大西保君	2番	岩崎昭男君
3番	櫃田洋一君	4番	久代安敏君
5番	近藤仁志君	6番	荒木博君
7番	古都勝人君	8番	岡本健三君
9番	坪倉勝幸君	10番	山本芳昭君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 花倉幸江君 書記 花倉順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中村英明君 副町長 丸山 悟君
総務課長 木下順久君

午前9時00分開会

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和3年第6回日南町議会臨時会を開会します。

今月11日の臨時会から僅か2週間後の開催となりましたが、これは、早急な庁舎空調設備改修工事契約の締結と、上位法改正によって9月1日から条例の施行が必要となったためであります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

タブレットの報告書ファイルをお開きください。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、1ページの報告書のとおりです。

本町の監査委員から、令和3年8月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから12ページのとおり報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、日南町議会会議規則第125条の規定により、議長において、7番、古都勝人議員、8番、岡本健三議員の2名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 改めまして、おはようございます。

8月に入りまして、先ほど議長のほうからも御案内いただきましたけど、2回目の臨時議会ということで、御多用の中、全員の方にお集まりいただきましたことにまずはお礼を申し上げたいというふうに思っております。

今年の夏であります。記録的、あるいは過去最高というような言葉をよく聞くこと

となりました。御承知のとおり2つありまして、大雨の関係、あるいは新型コロナの関係であります。

最初に、大雨の関係で少し報告的なところをさせていただきたいというふうに思っておりますが、7月の終わり頃から、あるいは8月に入りましても8月7日頃、9日には台風の9号、10号、その後の前線の停滞ということが続きまして、本町におきましても、盆頃、前後でありますけれども、最大の連続雨量であります。町内では330ミリ降っております。その後、二、三日空けた後も200ミリ程度の雨量が記録をされております。この間、全国におきましても、人的あるいは家屋被害等が発生しており、お見舞いを申し上げたり、御冥福をお祈りしたいというふうに思っております。

幸い本町におきましては、人的あるいは家屋的な被害等は現在は報告されておられません。道路であったり河川、あるいは農地、施設、林道等での被害が入っております。現在調査中のところもありますけれども、災害としては38件、1億1,420万円の被害額と見込んでおります。今後につきましては、復旧に向けて進めていきたいというふうに思っておりますし、また、この間、消防団をはじめとして、関係各位にお礼を申し上げたいというふうに思っております。

既に長雨ということもありますし、また、日照不足ということもあります。あるいはコロナの影響による食料の動向ということになろうというふうに思っておりますが、日南町の特産でありますお米でありますとか野菜等への影響が懸念されております。消毒や管理のほうに徹底をお願いをしたいというふうに思っております。

さて、2番目の新型コロナの関係でございますけれども、既に御案内のとおり、新規感染者がどんどん増えて、拡大をしている状況であります。8月27日からは近県であります岡山県、広島県のほうも緊急事態宣言の地域になる予定とされております。これによりまして、緊急事態宣言地域が21都道府県、蔓延防止の重点地域も12県ということになりまして、まさしく全国的な地域へと広がりが生まれようとしております。今後、盆明け2週間というところでは、注視をしていきたいということになるというふうに思っております。

なお、ワクチン接種のほうでありますけれども、8月の8日の集団接種が終わりまして、12日からは個人への接種ということで移行をしております。現時点ではあります。第1回目の接種の方が86.6%、2回目の接種をしていただいている方が町民の中では83%という状況になっております。これから希望される方がおられるというふうに思っておりますが、現時点では10月以降につきましては未定の状況であります。9月中に4回の接種の機会を予定をしておりますので、その機会をぜひとも御利用いただければというふうにお願いを申し上げたいと思います。

なお、事前の予約であったり、あるいは相談等につきましては、窓口がありますので、御相談、あるいは予約のほうをお願いをしたいというふうに思っております。

お話が替わりますが、本日から日南小学校のほうが始業式、始まっております。昨日

は中学校ということでの2学期のスタートとなっておりますので、引き続き感染予防等も御留意いただきたいということを学校側にもお伝えをさせていただいております。

また、今日ぐらいから少し日差しが出始めたというふうに思っておりますし、予報では好天が続くというような予報がありますので、これからまた残暑が見込まれておりますので、熱中症のほうに町民の皆さんは御留意いただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、本日は、工事請負契約の案件が1件、条例の一部改正が1件、上程させていただいております。御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、私の冒頭からの御挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第62号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイル2ページをお開きください。

日程第3、議案第62号、工事請負契約の締結について（日南町庁舎空調設備改修工事）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第62号、工事請負契約の締結について（日南町庁舎空調設備改修工事）でございます。次のとおり、工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名でございますが、日南町庁舎空調設備改修工事、場所につきましては、日南町霞800番地でございます。契約の相手方ですが、鳥取県米子市旗ヶ崎2200番地、米子ガス産業株式会社代表取締役、宇田川俊宏でございます。契約の金額ですが、消費税込みであります。1億6,148万円ちょうどです。契約の締結方法につきましては、指名競争入札でございます。

なお、工期につきましては、本年の11月の30日を工期としての契約の内容としております。

なお、詳細につきましては、この後、総務課長のほうから説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 失礼いたします。私のほうから、本日の議案の資料として図面を次のページに、タブレット3ページになりますが、添付させていただいております。工事の概要につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

本工事につきましては、昨年度より設計に入っております。本年度、補助金を決定

をいただいた後に、速やかに着工をするという計画でございます。補助金の交付決定が若干遅れた関係で、8月に2回目の臨時会というふうなことになりまして、おわびを申し上げますけれども、無事8月17日付をもちまして、経済産業省の補助金の交付決定が参っております。これをもちまして、工事の契約を締結させていただければということで、本日の議案でございます。

図面のほうの説明をさせていただきますけれども、図面には、庁舎周辺の配置図を添付させていただいております。そして、右上のほうに主な工事場所と工事内容につきまして、①から④を記入させていただいております。

工事場所①につきましては、庁舎内の工事でございます。こちらにつきましては、空調設備の取替えというところでございますけれども、今回の空調設備の更新につきましては、メインの配管につきましては、従来のものが継続して使えるということで、機器のみの交換という形をしております。室内機と室外機をそれぞれ記載の台数、交換を予定をしております。GHP、ガスヒートポンプの様式のもの室内機と室外機、合計76台、PAC、パッケージエアコン、こちらは電気式のものになりますけれども、それぞれ10台ということで、従来のエアコン方式と同じものを更新ということで計画をしております。

工事箇所②につきましては、バルクタンクを取替えでございます。こちらにつきましては、図面の左下、車庫棟の日野川沿いになります。従来からある場所でございますけれども、今回、いわゆる法定年限が過ぎまして、タンクの交換が必要だということで交換を計画をいたしました。総容量は2,830キログラム、容量的には従来と変わりませんけれども、有事の際に72時間、3日間対応できるというふうな計画でのタンクの設定でございます。

工事箇所③につきましては、非常用発電機を今回増設をいたします。場所的には、文化センターのイベント広場、屋外ステージのすぐ横に配置をする予定にしております。こちらにつきましては、発電機出力54キロVAのものを1台、設置を予定をしております。これにつきましては、従来、庁舎内にあります自家発電機を増強するという考えの下で、今回のこの発電機によりまして、庁舎内の主に執務室と避難所を設定をしております会議室等の電気、コンセント、空調までカバーをするというふうなことで計画をしておるところでございます。

工事場所④につきましては、屋外機の基礎のかさ上げというふうなことで、こちらにつきましては、工事箇所②と③もそうですけれども、浸水対策ということで、1.2メートルのかさ上げを今回それぞれの基礎について実施をする予定としておるところでございます。

工事の概要につきましては、以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 今回のこの屋外の非常用の発電機でございますけども、以前、タウンズネットの発電機の工事のときに、防音対策として、後日改めて防音壁を造ったという経過がございます。今回の発電機については、この対応はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） タウンズネットのほうで設置をさせていただいた同等程度の防音壁の設置を予定をしております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） まず、これ入札額が当初予算よりも約2,000万円ほど減額されているわけですが、国庫の補助金のほうは、当初5,700万円ということでしたが、どうなっているか教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 当初予算と比べまして請負額が減っておりますのは、設計の中でいわゆる減額化を図ったということで、設計ベースでも1億6,000万程度のものに絞ってきたということがございます。これに伴いまして、補助金のほうも若干精査をしまして、補助対象経費のほうは9,490万の2分の1ということで、4,745万円ということでの今回交付決定をいただいております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第62号、工事請負契約の締結について（日南町庁舎空調設備改修工事）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号

○議長（山本 芳昭君） タブレット4ページから。

日程第4、議案第63号、日南町個人情報保護条例等の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 6 3 号、日南町個人情報保護条例等の一部改正について。次のとおり、日南町個人情報保護条例等の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されまして、令和 3 年 9 月 1 日より施行されることに伴いまして、当該法律を引用している関係条例の整備を行うものでございます。

内容ですが、デジタル庁設置によりまして、番号法に規定する情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴います改正及び引用する番号法の条項を改めるものでございます。

施行期日につきましては、この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行するという内容です。

改正する条例ですが、日南町個人情報保護条例及び日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 2 点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 4、議案第 6 3 号、日南町個人情報保護条例等の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 6 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了しました。これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和 3 年第 6 回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会とします。御協力ありがとうございました。

午前 9 時 2 1 分閉会
